

大型化学消防車等の省力化に係る評価に関する業務規程

全部改正 平成 25 年 3 月 11 日危保規程第 15 号

改正 令和 3 年 10 月 20 日危保規程第 12 号

改正 令和 6 年 8 月 28 日危保規程第 9 号

第 1 目的

この規程は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号）に基づく防災資機材等としての省力化に資することを目的とした消防車両等の操作性、信頼性、安全性及び補完性を確認し、また、当該消防車両等を導入しようとする特定事業所の危険物施設の配置、活動場所、特定通路、消防車用屋外給水施設等の状況から、当該消防車両等を適切に活用し省力化効果が有効に得られることを確認することにより、特定事業所における合理的な保安対策の推進に資するため、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う評価制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

1 大型化学消防車等

防災要員が行う防災活動における作業の省力化に資する装置・機械器具（自動化システム、遠隔操作装置、ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機をいう。）を有し、又は搭載した大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車をいう。

2 大型化学消防車等を導入する特定事業所

大型化学消防車等を自衛防災組織に備え付ける特定事業所、又は共同防災組織を構成する事業所のうち大型化学消防車等を使用するすべての構成事業所をいう。

第 3 評価委員会

1 評価の公正かつ効率的な実施を図るため、協会に大型化学消防車等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 審査の諮問等

1 協会の理事長（以下「理事長」という。）は、申請のあった評価対象の有効性に関する審査について、委員会に諮問することができる。

2 委員会は、諮問のあった事項について審査等を行い、その結果に意見を付して理事長に報告しなければならない。

第 5 大型化学消防車等の評価

1 評価事項

大型化学消防車等で評価する事項は、「省力化された防災資機材等に係る石油コンビナート等災害防止法施行令等の運用について」（平成 10 年 4 月 13 日付け消防特第 47 号。以下「通知」という。）中の 1、(1)に示す事項とする。

2 評価の申請及び結果の通知

(1) 大型化学消防車等の評価を受けようとする者は、様式第 1 に示す申請書に別表第 1 に掲げる関係書類を添えて、理事長に申請する。

(2) 理事長は、(1)の申請に基づき評価を行い、申請者に対し様式第 2 により評価結果を通知する。

(3) (1)の評価結果において理事長から不適正と通知された者が改めて評価を受けよう

とする場合は、不適正の原因及び改善措置について説明した資料を添付し、再申請を行うことができるものとする。

3 定期調査

- (1) 大型化学消防車等について評価を受け、引き続き当該大型化学消防車等と同一仕様のものを製造、販売等しようとする者は、様式第3に示す申請書に別表第1に掲げる関係書類を添えて理事長に申請し、定期調査を受けなければならない。
- (2) (1)の定期調査は、2、(2)の評価結果を受けた日又は前回の定期調査を実施した日から起算して1年を経過した日以降に同一仕様の大型化学消防車等の製造等が行われた時とする。
- (3) 評価結果の通知及び再申請については、2、(2)及び(3)に準ずる。

4 重変更

- (1) 大型化学消防車等の評価を受けた者が、別表第2に掲げる例の変更を行おうとする場合は、あらかじめ様式第4に示す申請書に別表第1に掲げる関係書類を添えて理事長に申請を行い、評価を受けなければならない。
なお、変更内容と関係のない書類については省略することができる。
- (2) 評価結果の通知及び再申請については、2、(2)及び(3)に準ずる。

5 軽変更

- (1) 大型化学消防車等の評価を受けた者が、別表第3に掲げる例の変更を行おうとする場合は、あらかじめ様式第5に示す申請書に別表第1に掲げる関係書類を添えて理事長に申請を行い、評価を受けなければならない。
なお、変更内容と関係のない書類については省略することができる。
- (2) 評価結果の通知及び再申請については、2、(2)及び(3)に準ずる。

6 改造

- (1) 大型化学消防車等の評価を受けた者が、省力化に資する装置・機械器具を搭載していない大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に改造を施し、既に評価を受けた大型化学消防車等と同一仕様の大型化学消防車等に改造を行なおうとする場合は、あらかじめ様式第6に示す申請書に別表第1に掲げる関係書類を添えて理事長に申請を行い、評価を受けなければならない。
なお、改造内容と関係のない書類については省略することができる。
- (2) 評価結果の通知及び再申請については、2、(2)及び(3)に準ずる。

7 評価確認書

- (1) 大型化学消防車等の評価を受けた者は、様式第7に示す申請書により、理事長に大型化学消防車等の評価確認書の交付を申請することができる。
- (2) 理事長は、前号の申請に基づき様式第8に示す大型化学消防車等の評価確認書を交付する。

8 評価の失効

大型化学消防車等の評価を受けた者が、3による理事長の定期調査を受けなかったとき、又は、4から6による理事長の評価を受けないで変更又は改造したときは、その時点をもって当該大型化学消防車等に係る評価については失効する。

第6 大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価

1 評価事項

大型化学消防車等を導入する特定事業所で評価する事項は、通知中の1、(1)から(3)に示す事項とする。

2 評価の申請及び結果の通知

- (1) 大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けようとする者は、様式第9に

示す申請書に別表第4に掲げる関係書類を添えて、理事長に申請する。

- (2) 理事長は、前号の申請に基づき書類審査及び現地調査を実施したうえで評価を行い、申請者に対し様式第10により評価結果を通知する。
- (3) (2)の評価結果において理事長から不適正と通知された者が改めて評価を受けようとする場合は、不適正の原因及び改善措置について説明した資料を添付し、再申請を行うことができるものとする。

3 重変更

- (1) 大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けた者が、次に示す変更を行おうとする場合は、あらかじめ2により評価を受けた大型化学消防車等ごとに様式第11に示す申請書に別表第4に掲げる関係書類を添えて理事長に重変更の申請を行い、評価を受けなければならない。

なお、変更内容と関係のない書類については省略することができる。

ア 大型化学消防車等を追加、変更又は更新する場合

イ 評価を受けた際、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第17条の3第2項第4号、第6号、第8号又は第10号が適用されていた大型化学消防車等に新たに携帯無線機を搭載することにより、同条同項第3号、第5号、第7号又は第9号を適用しようとする場合

ウ 共同防災組織の構成事業所を追加する場合

エ その他、大型化学消防車等を導入する特定事業所の省力化の有効性等に重大な影響を及ぼす変更を行おうとする場合

- (2) 審査、調査の実施項目、評価結果の通知及び再申請については、2、(2)及び(3)に準ずる。

4 軽変更

- (1) 大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けた者が、評価を受けた大型化学消防車等に搭載する省力化に資する機械器具（ホース延長用資機材、低反動ノズル又は携帯無線機をいう。）の変更を行おうとする場合（変更前の型式とは異なる型式に変更しようとする場合に限る。）、その他3、(1)に該当しない変更を行おうとする場合は、あらかじめ2により評価を受けた大型化学消防車等ごとに様式第12に示す申請書に別表第4に掲げる関係書類を添えて理事長に軽変更の申請を行い、評価を受けなければならない。

なお、変更内容と関係のない書類については省略することができる。

- (2) 審査、調査の実施項目、評価結果の通知及び再申請については、2、(2)及び(3)に準ずる。

5 再評価

- (1) 大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けた者は、3又は4の規定に関わらず、次に示す場合において、大型化学消防車等を適切に活用し省力化効果が有効に得られていることを確認するため、様式第13に示す申請書に別表第4に掲げる関係書類を添えて理事長に再評価を申請することができる。

ア 防災体制の大幅な変更等が行われた場合

イ 2、(2)に係る評価を受けた日、3、(2)に係る評価を受けた日、若しくは、(2)に係る評価を受けた日から概ね5年が経過した場合

- (2) 審査、調査の実施項目、評価結果の通知及び再申請については、2、(2)及び(3)に準ずる。

6 評価の失効

大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けた者が、3又は4による理事長の評価を受けずに大型化学消防車等を変更したときは、その時点をもって当該大型化学消防車等に係る大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価については失効する。

第7 性能評価等に関する留意事項

- 1 第5、2、(2)又は第6、2、(2)により評価結果の通知を受けた者は、その氏名（法人にあっては、その名称）又は所在地に変更があったときは、遅滞なく、その旨を様式第14に示す届出書により理事長に届け出なければならない。
- 2 第5、2、(2)又は第6、2、(2)により評価結果の通知を受けた者に合併等（譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割）があったときは、遅滞なく、その旨を様式第15に示す届出書により理事長に届け出なければならない。
- 3 第5、2、(2)又は第6、2、(2)により評価結果の通知を受けた者が当該評価を取り下げる場合は、その旨を様式第16に示す届出書により理事長に届け出るものとする。
- 4 評価の実施において、協会及びその職員の故意若しくは重大な過失によらない場合の大型化学消防車等及び省力化に資する装置・機械器具等の滅失又はき損については、協会及びその職員はその責を負わない。

第8 事故等の報告等

- 1 大型化学消防車等の評価を受けた者及び大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けた者は、評価を受けた大型化学消防車等に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、評価を受けた大型化学消防車等について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。
- 2 大型化学消防車等の評価を受けた者及び大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けた者は、第5、7の評価確認書を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

第9 立入調査等

- 理事長は、真正かつ公正な評価業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。
立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第10 評価の取消し等

- 理事長は、大型化学消防車等の評価を受けた者及び大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価を受けた者並びにその関係者に、著しく不適當な行為があると認めた場合は、評価の取消し等の必要な措置を講じることができる。
評価の取消し等については、別に定めるものとする。

第11 申請の不受理等

- 1 申請の不受理
理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。
 - (1) 申請者が、第10に規定する取消し等を受け、3年を経過していない場合
 - (2) 第10に規定する取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
 - (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
 - (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
 - (5) その他理事長がこの規程による評価を行うことが不適當であると認める場合
- 2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 評価業務で不適合又は未実施となった場合で改めて当該評価を申請する場合に、評価業務で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でない認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第12 手数料等

- 1 第5に係る手数料等の額は、次の(1)から(6)に掲げる業務の種類に応じた額に、消費税相当額を加算した額とする。
ただし、現地調査が必要な場合の手数料等の額は、上記の額に3に定める旅費等の額を加算した額とする。
 - (1) 第5、2に定める申請
 - ア 事務手数料
別表第5に定める手数料の額
 - イ 評価委員会に係る費用
評価委員会の審議の回数に400,000円を乗じた額
 - (2) 第5、3に定める定期調査
300,000円
 - (3) 第5、4に定める重変更
 - ア 事務手数料
別表第5に定める手数料の額
 - イ 評価委員会に係る費用
評価委員会の審議の回数に400,000円を乗じた額
 - (4) 第5、5に定める軽変更
150,000円
 - (5) 第5、6に定める改造
 - ア 遠隔操作装置又は自動化システムの改造を伴う場合
250,000円
 - イ 低反動ノズル、ホース延長用資機材又は携帯無線機を搭載する場合
150,000円
 - (6) 第5、7に定める評価確認書の交付
1部につき5,000円
- 2 第6に係る手数料等の額は、次の(1)から(4)に掲げる業務の種類に応じた額に、消費税相当額を加算した額とする。
ただし、現地調査が必要な場合の手数料等の額は、上記の額に3に定める旅費等の額を加算した額とする。
 - (1) 第6、2に定める申請
 - ア 事務手数料
別表第6に定める手数料の額
 - イ 評価委員会に係る費用
評価委員会の審議の回数に400,000円を乗じた額
 - (2) 第6、3に定める重変更
別表第6に定める手数料の額
ただし、変更内容が次に示すものである場合は、別表第6の評価対象欄に掲げる区分はセット評価（大型高所放水車又は普通高所放水車（以下「高所放水車等」という。）及び大型化学消防車又は甲種普通化学消防車（以下「化学消防車等」という。）を組

み合わせた一体的な運用に係る事項を含む評価をいう。以下同じ。)として取り扱うものとする。

ア 既に高所放水車等又は化学消防車等のいずれかの評価を受けている場合に、当該高所放水車等又は化学消防車等と組み合わせてセット評価を構成することとなる高所放水車等又は化学消防車等を追加する場合

イ 既にセット評価を受けている場合に、当該セット評価に係る高所放水車等又は化学消防車等のいずれかを変更又は更新しようとする場合

(3) 第6、4に定める軽変更

130,000円

(4) 第6、5に定める再評価

ア 事務手数料

別表第6に定める手数料の額

イ 評価委員会に係る費用

評価委員会の審議の回数に200,000円を乗じた額

3 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費相当額

(2) 国外で行う現地調査に係る旅費の額は、(1)に関わらず、理事長が別に定める。

(3) 国外で行う現地調査に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

4 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

5 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

第13 その他

1 理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な性能評価業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成25年3月11日危保規程第15号)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前になされた「大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程」(平成10年3月31日危保規程第8号。以下「旧規程」という。)第5.1及び第10に基づく申請に係る手数料の額は、なお、従前の例による。

3 この規程の施行の際、旧規程第5.1に基づき申請をし、第7により適正であると評価を受けた者は、第5条第2項又は第6条第2項に基づき評価を受けた者とみなす。

附 則 (令和2年12月28日危保規程第9号)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前になされた第6条の申請に係る第13条(旧第10条)に基づ

く手数料の額は、なお従前の例による。

- 3 この規程の施行の際、改正前の第6条に基づき申請を行い、適正であると評価を受けた者は、改正後の第6条に基づき評価を受けた者とみなす。

附 則 （令和3年10月20日危保規程第12号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 （令和6年8月28日危保規程第9号）

- 1 この規程は、令和6年8月28日から施行する。
- 2 第12、1（旧第13条、1）の手数料等の額のうち、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を除いた手数料等の額は、令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第1 大型化学消防車等の評価申請関係書類（第5、2から6関係）

1 大型化学消防車等の仕様
2 大型化学消防車等に設けられる省力化に資する装置又は機械器具の機能（仕様、使用方法、信頼性、機能試験結果等について説明したもの）
3 その他評価に必要な資料

別表第2 大型化学消防車等の重変更の例（第5、4関係）

大型化学消防車等	変更項目
<ul style="list-style-type: none"> ・大型化学消防車 ・甲種普通化学消防車 ・大型化学高所放水車 ・消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 	自動化システム（泡混合操作及び送水操作等を自動化するシステムをいう。）の方式（混合方式、自動圧力制御方式、自動ドレイン方式又はタンク残量監視方式）の変更
<ul style="list-style-type: none"> ・大型高所放水車 ・普通高所放水車 ・大型化学高所放水車 ・消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 	遠隔操作装置の制御方式の変更

別表第3 大型化学消防車等の軽変更の例（第5、5関係）

大型化学消防車等	変更項目
<ul style="list-style-type: none"> ・大型化学消防車 ・甲種普通化学消防車 ・大型化学高所放水車 ・消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホース延長用資機材の変更 <ol style="list-style-type: none"> (1) 構造（寸法、材質を含む。）の変更 (2) 積み卸し方法の変更 2 低反動ノズルの変更 <ol style="list-style-type: none"> 形状、角度の変更 3 携帯無線機の型式変更
<ul style="list-style-type: none"> ・大型高所放水車 ・普通高所放水車 ・大型化学高所放水車 ・消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 	<ol style="list-style-type: none"> 1 放水塔の高さ、形状、起塔方式の変更 2 遠隔操作装置の接続方式の変更

別表第4 大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価申請関係書類（第6、2から5関係）

1 大型化学消防車等の評価確認書又は改造に伴う評価結果通知書
2 運用方法に係る書類 (1) 大型化学消防車等のうち塔放水運用に係る書類 ア 大型化学消防車又は甲種普通化学消防車及び大型高所放水車又は普通高所放水車との一体運用 イ 大型化学高所放水車 ウ 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 (2) 大型化学消防車等のうち筒先運用に係る書類 ア 大型化学消防車又は甲種普通化学消防車 イ 大型化学高所放水車 ウ 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車
3 特定事業所の状況に係る図書 (1) 危険物施設等の状況（施設区分、危険物の種類等） (2) 大型化学消防車等の活動場所の状況 (3) 特定通路等の状況 (4) 消防車用屋外給水施設の消火栓等の配置状況 (5) 防災要員の状況等
4 その他評価に必要な資料

別表第5 大型化学消防車等の評価申請手数料（第12、1関係）

大型化学消防車等	第5、2 （新規）	第5、4 （重変更）
・大型高所放水車 ・普通高所放水車	1,300,000円	910,000円
・大型化学消防車 ・甲種普通化学消防車	1,450,000円	1,015,000円
・大型化学高所放水車	1,500,000円	1,050,000円
・消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車	1,600,000円	1,120,000円

別表第6 大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価申請手数料（第12、2関係）

評価対象 (特定事業所に導入される大型化学 消防車等)	第6、2 (新規)	第6、3 (重変更)	第6、5 (再評価)
・大型高所放水車 ・普通高所放水車	400,000円	320,000円	200,000円
・大型化学消防車 ・甲種普通化学消防車	400,000円	320,000円	200,000円
・大型化学高所放水車	500,000円	400,000円	250,000円
・消火薬剤タンク付き大型化学高所 放水車	600,000円	480,000円	300,000円
・セット評価	900,000円	720,000円	450,000円
・共同防災組織 (右欄の金額に構成事業所数から1 を減じた数を乗じた金額を上記手 料に加算する。)	100,000円	80,000円	50,000円

備考

- 1 セット評価とは、大型高所放水車又は普通高所放水車及び大型化学消防車又は甲種普通化学消防車を組み合わせた一体的な運用に関する事項を含む評価をいう。
- 2 構成事業所とは、共同防災組織を構成している評価の対象となる各特定事業所をいう。

(参考資料)

消 防 特 第 47 号
平成 10 年 4 月 13 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

省力化された防災資機材等に係る石油コンビナート等災害防止法施行令等の運用について
(通知)

石油コンビナート等特別防災区域に特定事業所を設置している特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）を設置しなければならないこととされており、当該自衛防災組織等には、防災資機材等を備え、防災要員を置かなければならないこととされている。

近年、これらの防災資機材等については、技術進歩等により、種々の装置・機械器具が付加されているものが開発されており、これらの中には、防災要員が行う防災活動における作業の省力化に資する装置・機械器具を有し、又は搭載した防災資機材等（以下「省力化された防災資機材等」という。）で、従来の防災資機材等よりも少ない人数の防災要員で運用が可能となるものがある。

このような状況を踏まえ、一定の要件を満足する特定事業所の自衛防災組織等に一定の要件を満足する省力化された防災資機材等を備え付けた場合には、当該防災資機材等に置くべき防災要員の人数を自治省令で定める人数とすることができることを内容とする石油コンビナート等災害防止法施行令等（以下「政令等」という。）の改正を本年 3 月 31 日に行ったところである。

この改正後の政令等の運用が適切に行われるためには、省力化された防災資機材等及びこれを使用する特定事業所が一定の要件等を満たすことに加え、この前提となっている防災要員がその運用に必要な省力化された防災資機材等に係る知識、技能を備え、操作に習熟していることが必要である。したがって、市町村長等においては、省力化された防災資機材等について下記のとおり確認されるようお願いする。

なお、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）においては、省力化された防災資機材等を導入する特定事業所における適合性等について、特定事業者が市町村長等に届け出るにあたっての利便に供するとともに市町村長等の確認時の判断にも資するため、別添のとおり省力化された防災資機材等を自衛防災組織等に備え付けようとする者及び省力化された防災資機材等の製造者等からの申請に基づき、当該防災資機材等に係る評価を行い、あわせて当該省力化された防災資機材等の評価に関する情報を市町村長等に提供する予定である。

これらの提供情報及び協会の評価を受けた特定事業者から市町村長等への届出時に提出される評価結果を市町村長等が確認を行う際に有効に活用することにより、当該事務の簡素・合理化及び統一的な運用にも資することが期待されるものである。

貴職におかれては、その運用に遺漏のないよう配慮するとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

記

1 確認すべき事項

(1) 装置・機械器具に関する事項

ア 省力化された防災資機材等が有し、又は搭載している防災要員の防災活動における作業の省力化に資する装置・機械器具が、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」（以下「省令」という。）に規定する要件を満足していること。

イ 省力化された防災資機材等が有し、又は搭載している防災要員の防災活動における作業の省力化に資する装置・機械器具が有効に機能しない場合においても、当該防災資機材等の運用が可能であること。

(2) 特定事業所に関する事項

特定事業所(省力化された防災資機材等を共同防災組織に備え付ける場合には、当該防災資機材等を使用するすべての構成事業所)が省力に規定する要件を満足していること。

(3) 運用に関する事項

ア 省力化された防災資機材等につき置かれている防災要員が当該防災資機材等を用いて防災活動を行うために必要な知識、技能を有していること。

イ 省力化された防災資機材等を用いた防災活動を安全かつ迅速に行うことができること。

2 確認の方法等

特定事業者が、その特定事業所に係る自衛防災組織等に省力化された防災資機材等を備え付け、省令で定める防災要員を置いた場合には、石油コンビナート等災害防止法第 16 条第 5 項及び第 19 条第 3 項に基づき、特定事業者からの届出がなされるので、当該届出の添付資料により、防災要員の防災活動における作業の省力化に資する装置・機械器具及び特定事業所 が必要な要件を満足していること等について確認すること。

また、立入検査等の機会に、当該省力化された防災資機材等が省令で定める人数により適切に運用がなされていること等について確認すること。

(別添省略)